令和８年１０月３０日

令和８年度 介護福祉士等修学資金 募集要項

愛知県社会福祉協議会では、養成施設等（※1）に在学し、介護福祉士または社会福祉士を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行う事で福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援します。

この貸付金は、卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として愛知県内で５年間介護又は相談援助の対象業務に従事した場合、返還が免除されます。

（※1)「養成施設等」とは・・・社会福祉士及び介護福祉士法第７条第２号又は第３号の規程に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設、及び同法第４０条第２項第１号から３号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

１　貸付対象者

養成施設等に入学した方で、養成施設卒業後、愛知県内で介護福祉士等として指定業務（介護又は相談援助業務等）に従事する意思のある方

２　要件について

次のアまたはイに該当する方であって、家庭の経済状況等（※2）から貸付けが必要と認められる方

ア　学業成績等が優秀と認められる方

イ　卒業後、中核的な介護職として就労する意思があり、介護福祉士試験取得に向けた向学心があると認められる方

（※2）家庭の経済状況から貸付けが必要と認められる者の目安については、世帯年収 1,309 万円未満の世帯とします。ただし、世帯年収が 1,309 万円以上であっても貸付けをご希望される場合は、本会までご相談ください。

なお、外国人留学生については、就労予定先の法人等から生活の援助を受けている場合、その援助額で判断してください。

3　貸付金額

学費（修学資金）月額 5 万円以内
入学準備金 20 万円以内
就職準備金 20 万円以内
国家試験受験対策費用 4 万円以内
※国家試験受験対策費用については介護福祉士養成施設に限ります。
生活費加算（生活保護世帯が対象、県社協が定める額）

4　募集人数

介護福祉士、社会福祉士あわせて６名程度

5　申請の手続き

貴養成施設にて申請を希望される学生の方がいましたら、ご担当者様は本会に電話連絡の上、別紙の希望調査票を添付してメールにて申請希望者数をお送りください。

各養成施設からの申請希望者数を取りまとめ後、本会にて各養成施設の貸付人数を決定いたします。

6　電話連絡およびメール受付期限

令和８年１１月１３日（金）１７：００まで

7　留意事項

・修学資金等は令和８年４月からさかのぼって申請することができます。
・愛知県以外の養成施設に在学している方も対象です。
・介護福祉士等修学資金貸付事業の詳細につきましては本会 HP の「介護福祉士等修学資金の概要」及び「介護福祉士修学資金等実施要綱」をご確認ください。

（連絡先）福祉人材センター　貸付グループ
ＴＥＬ：０５２－２１２－５５１９
ＦＡＸ：０５２－２１２－５５２０
メール：jinzai@aichi-fukushi.or.jp